

国立研究開発法人科学技術振興機構
平成30年度特定公募型研究開発業務
（ムーンショット型研究開発）に関する
報告書に付する文部科学大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構平成30年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次の通りである。

文 部 科 学 大 臣

平成30年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、総合科学技術・イノベーション会議が策定した方針に基づき、事業の効果的な運用を目指し、内閣府・文部科学省等と協議を行い、体制・関係規程等の整備を行うなど、着実に事業を実施した。
2. 基金の管理については、基金管理委員会の設置及び関係規定の整備を行い、安全性の確保を重視して取引先金融機関を選定した。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。